

トップ

最新記事

最新号・バックナンバー

特集

レポート

連載・コラム

ニュースの核心

2020年10月17日号

## セーフティネットのデジタル化の道筋を示すべき 菅政権が取り組むべきマイナンバー改革の本筋

野村 明弘 : 東洋経済 解説部コラムニスト

シェア

ツイート

一覧

0

菅義偉政権が推進するデジタル改革は、そのわかりやすさから国民受けがいい。だがそれゆえに困難な部分は避ける一面的な改革に終わる可能性もある。

例えばマイナンバー改革だ。現在、官邸に設けられた「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」（以下、WG）では改善に向けた工程表の議論が進む。ここでの話題は主に国・地方のデジタル基盤構築や、生体認証導入などマイナンバーカードの機能改善だ。これが実現すると、どうなるか。

オンライン申請の使い勝手が悪かったため、マイナンバー改善への国民の関心を高めるきっかけとなった1人10万円の特別定額給付金を例に考えてみよう。機能改善後は、暗証番号も要らずスマートフォンで簡単に申請を行えることになるだろう。だが、改善はそこまでだ。依然として入金先の銀行口座情報を入力する必要があり、国民一斉の口座存否確認作業を考慮すると、海外並みの申請後即日や数日以内での入金には困難だろう。

加えて欧米では、同様の番号制度を用いて所得状況に応じ必要度の高い人に集中して給付を行う体制を整えている。こうしたことは、本人認証のツールにすぎないマイナンバー“カード”の機能改善ではそもそも対応できない。

基本的な事実として、春の特別定額給付金ではマイナンバーそのものは使用されなかったことを押さえておく必要がある。マイナンバーは、公的年金や生活保護給付の支給決定など法定事務において、市民が住民票や課税証明書など必要書類の提出を省略できる制度だ。マイナンバーさえ示せば、役所側でそれら必要書類を参照できる。

濫用防止のため、マイナンバーを利用できる法定事務は法律に明記されており、それ以外では利用できない。これが今春、急きょ予算措置として決まった特別定額給付金での利用が不可だった理由だ。番号制度とは直接関係のないマイナンバーカードの本人認証機能だけが運転免許証代わりに申請時に使われたにすぎない。

コロナ禍や経済危機のような緊急時に海外並みに迅速な給付を行うためには、少なくともマイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておき、緊急時の特別給付金でもマイナンバー利用を認めるよう法改正する必要がある。6月に

そうした法改正案が議員立法で衆議院に提出され継続審議中だ。しかし、ここでもプライバシーに敏感な国民に配慮して口座情報の登録は任意になっている。

### IT以上に重要な要素

菅政権に求められるのは、まずはコロナ禍であぶり出された給付制度上の不備にしっかりと対処することだろう。そのためにはマイナンバーの利用範囲拡大と銀行口座登録の義務化は不可欠だ。

そのうえで、電子政府における欧米からの遅れを取り戻すため、セーフティーネットのデジタル化の道筋を国民に早急に示すべきだ。

WGに参加する森信茂樹東京財団政策研究所研究主幹は「マイナンバーの本来の目的は、正確な所得捕捉によって困った人を見つけ、その人たちに対して効果的な社会保障給付を行うことだ」と語る。

例えばギグエコノミーの拡大によってフリーランスで働く人が増えているが、プラットフォームがそうした人たちの源泉徴収情報をマイナンバーとひも付けて提供することが義務化されれば、緊急時の迅速な給付に結び付く。デジタルセーフティーネットで必要なのは、マイナンバーの適用範囲を拡大するだけでなく、基となる税や社会保障制度までさかのぼって活用情報の見直しを行うことだ。



ときに誤解も拡散されるオンラインニュースの時代。解説部コラムニスト7人がそれぞれの専門性を武器に事実やデータを掘り下げてわかりやすく解説する、東洋経済のブリーフィングサイト。画像をクリックするとサイトにジャンプします

[→この号の目次ページを見る](#)

[前の記事](#)

[この連載の一覧](#) >

